常勤的非常勤職員に関する証明書

短期組合員(会計年度任用職員)が下記条件により組合員に種別変更する場合、必ず当該書類を「組合員資格取得届書」に添付してください。

常時勤務を要しない地方公務員(非常勤職員)として採用した者のうち、常時勤務に服することを要する地方公務員について 定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至り、その超えるに至った日以後も、 引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされる者は、その日から組合員となります。



1	雇用し始めた年月日を記入してください。
2	常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した 日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った年月日を記入してください。
3	2の年月日(種別変更時)における賃金等について記入してください。
4	1 と同一の年月日を記入してください。